

## 横浜市立金沢高等学校いじめ防止基本方針

金沢高校は、「学問真理の探究と自主自立」を校是とし、また「高い学力と幅広い教養を身につけ高い志で自らの進路を切り拓くことを目指しながら、思いやりを持ち、互いの人権を尊重するとともに、社会に貢献できる創造性豊かな調和の取れた人材を育成する」ことを目標として教育活動を行っている。

平成 25 年「いじめ防止対策推進法」が施行、「国のいじめの防止等のための基本方針」・「横浜市いじめ防止基本方針」が策定され、法に基づき、すべての学校が「基本方針」を策定し「対策組織」を設置することが義務付けられた。それらを受け、金沢高校は、校是・教育目標を尊重し、すべての生徒が安心して安全な学校生活を送りながら高い志の実現のために自らの進路を切り拓くことができる環境を維持し、教職員・生徒・保護者・地域が一体となっていじめを許さない学校づくりを行っていくことを改めて確認するために、ここに「金沢高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

#### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。そして、生徒が、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学校の実現に努めなければならない。

#### (3) 学校いじめ防止基本方針の目的

本校の基本方針は上記の基本理念のもと、いじめ問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進め、いじめ防止対策推進法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

### 2 学校いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

#### (1) 構成

校長、副校長、生徒支援部で構成し、必要に応じて他の教職員を加える。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

#### (2) 運営

学校いじめ防止対策委員会は月 1 回開催する。またいじめを認知した際は直ちに学校いじめ防止対策委員会を開催する。

協議された内容は会議録を作成・保管し進捗を管理する。

#### (3) 役割

学校いじめ防止対策委員会は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及び

いじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行う次の役割の中核を担う。

- ア 学校基本方針に基づく具体的な年間計画を掌握し、検証、修正する役割
- イ いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、支援の体制と指導方針の決定及び保護者との連携等を組織的に行うための役割

#### (4) 年間計画

年度当初に全教職員で本校の「いじめ防止基本方針」を確認する。

各分掌や各種委員会が行う次の行事の中で「いじめ」に関わる情報の掌握をする。

- ア 学校いじめ防止対策委員会・・・定例会議 月1回 ケース会議 (必要時)
- イ いじめ防止及び早期発見のための記名式全校アンケート・・・5月に実施  
(実施担当 人権教育推進委員会 内容分析 サポート委員会)
- ウ 人権週間・・・12月4日~10日を中心とした時期(下記全校アンケートの実施)  
(実施担当 人権教育推進委員会 内容分析 サポート委員会)
- エ いじめ防止及び早期発見のための全校アンケート・・・12月に実施  
(実施担当 人権教育推進委員会 内容分析 サポート委員会)
- オ 学校評価、授業評価アンケート・・・7月、12月に実施  
(実施担当 学校評価委員会 内容分析 各分掌・各委員会・各教科)
- カ 個人面談、三者面談の実施・・・5月、7月、11月、12月、3月に実施  
(実施担当 進路指導部 各学年)
- キ 人権に関する学習会・研修会・・・生徒対象10月、職員対象8月、1月  
(実施担当 人権教育推進委員会)
- ク 集団作りのための生徒の活動・・・HR年間計画による  
5月スポーツ大会・音楽祭・9月文化祭・10月修学旅行・セミナー研修  
3月体育祭  
(実施担当 生徒会指導部 各学年)
- ケ 社会貢献活動・・・7月、3月に実施  
(実施担当 社会体験活動委員会)

### 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

#### (1) いじめ防止への取組

いじめは、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぐことに取り組む。本校の学校教育目標により、生徒が集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える学校風土をつくる。

いじめ防止の観点から、意欲的に学ぶ態度を養い、高い学力と幅広い教養を育成するとともに、進路探求を通して、高い志を持って自らの進路を切り拓く力を育成する。そして、授業の工夫と改善を通して確かな学力の定着を図る(入学時における授業ガイダンスの充実、計画的な夏期講習実施等)。さらに、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

また、思いやりを持ち、互いの人権を尊重するとともに、社会に貢献する態度の育成を目指し、生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育み、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する(音楽祭、文化祭等)。

さらに、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分に注意し指導にあたる。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。そこで、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努めることが大切である（出席を取ることで、学級日誌の記述、保健室での様子等の場面において）。そして、全教職員がいじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

また、保護者にも協力を仰ぎ、定期的に行われる保護者会等で、家庭での様子や変わったことがないかを確認したり、家庭から担任や学年主任に気軽に相談できたりする雰囲気を作るとともに、窓口を明示することで、相談体制を広く周知する。

こうして担任や教科担当が気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

#### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、学校いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、加害生徒に対して適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

#### (4) いじめの解消

ア いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態を言う。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

イ 上記の状態が確認されいじめの解消に至るまで、学校としての組織的な措置を継続する。

#### (5) 教職員への研修

ア 生徒理解と人権意識に基づいて、高校生の発達段階に応じた適切な生徒指導の力を教職員が身につけられるよう研鑽する。

イ いじめ防止について校内研修を実施し、全教職員がいじめについて人権問題であるとの認識と早期発見できる力を促進し、迅速な解決を図る力量を向上させる。

## 4 重大事態への対処

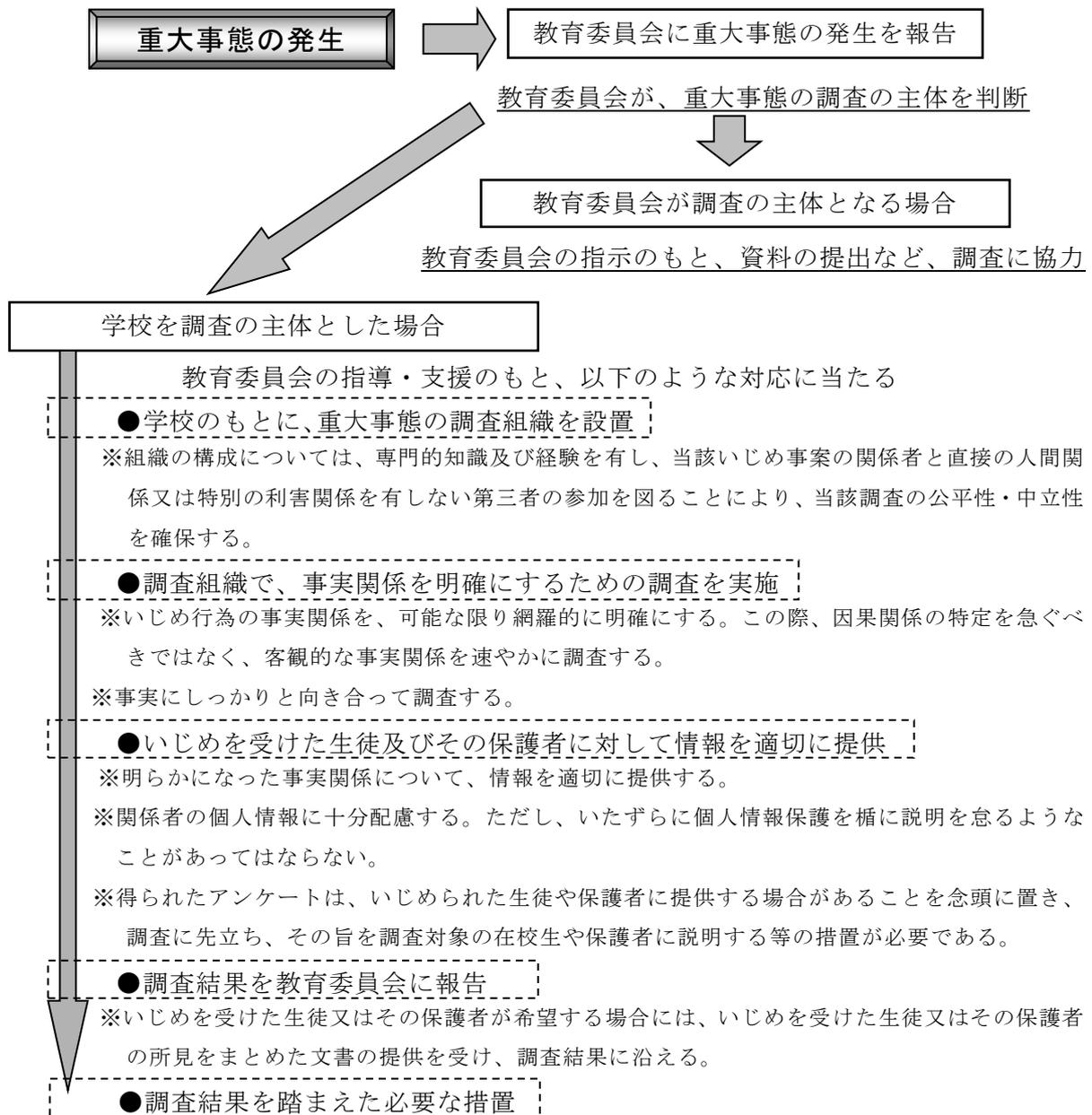
### (1) 重大事態とは

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項にあるように、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ

た疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)を言う。

(2) 学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会へ報告する。

(3) 重大事態対応フロー図



## 5 その他

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討し、措置を講じる。

平成26年3月25日策定

平成30年2月22日一部改定

令和5年2月22日一部改定

令和6年3月18日一部改定

6 組織図

